解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
熊本県宇城市松橋町久具一七二二番地
ＮＰＯ法人宇城市環境保全隊
清算人　小篠　武明

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
宮崎県都城市安久町四七四二番地一
江夏食品株式会社
代表清算人　谷口　智子

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
宮崎県都城市高城町大井手二一七九番地二
有限会社南州農園
清算人　谷口　智子

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
沖縄県中頭郡読谷村字喜名二七八番地
ＲＩＮＴＯ企画合同会社
清算人　嘉手苅林俊

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
沖縄県南城市佐敷字手登根六六八番地の六
有限会社オリジン物産
清算人　大湾　政吉

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
東京都港区白金台三丁目一六番一六号
医療法人社団白明会
清算人　古野百合子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
山梨県甲府市下飯田町五五三番地
宗教法人心靈界教団深澤教会
清算人　弁護士　松本　成輔
連絡先　山梨県甲府市相生一丁目一番五号
甲府西川ビル二階

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議（同日付長野県知事解散認可）により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
長野県上伊那郡宮田村三五九八番地三
医療法人斉藤診療所
清算人　齋藤みち子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
宮崎県都城市小松原町一一六一番地の三
医療法人誠心会
清算人　政所　紀子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十一日旭川地方裁判所の解散を命ずる決定の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
北海道旭川市永山町十六丁目四二番地の二
宗教法人神道大教上川中教会
清算人　青山　和志

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
千葉県市原市瀬又九六二番地の三三
誉田第二造成地等共有施設団地管理組合
法人
清算人　岡田　繁

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
石川県白山市向島町四九三番地三
農事組合法人松南園芸組合
清算人　北　芳徳

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
三重県鈴鹿市飯野寺家町五八番地の一
医療法人徳德会
清算人　廣瀬　和德

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十一日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月八日
奈良県磯城郡田原本町一六〇番の二
田原本駅南地区市街地再開発組合
代表清算人　寺井　孝雄

第43期決算公告

令和７年３月21日
秋田県秋田市土崎港西二丁目５番９号
秋田曳船株式会社
代表取締役社長　船木　一美

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,261,507
	固定資産	869,322
	合計	2,130,829
負債及び純資産の部	流動負債	362,557
	固定負債	467,266
	株主資本	1,301,006
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,291,006
	（その他利益剰余金）	(1,291,006)
	（うち当期純利益）	(151,123)
	合計	2,130,829